## 教育上必要な器械器具並びに標本及び模型(指導要領10(5))

品	名	数量	適	否
解剖学・生理学実習用機器(肺活動	量計、心電計、筋電計を含	必要数		
臨床医学実習用機器(血圧計、聴 具、角度計、握力計、背筋力計を	診器、神経学的検査用 含む。)	必要数		
顕微鏡		必要数		
消毒·保管機器				
煮沸消毒器		必要数		
高圧滅菌器(はり師課程のみ)		必要数		
紫外線消毒器(はり師課程のみ	.)	必要数		
皮膚温計		必要数		
皮膚電気抵抗計		必要数		
低周波治療器		必要数		
赤外線治療器		必要数		
ホットパック		必要数		

品	名	数量	適	否
組織標本		必要数		
経穴人形		必要数		
デルマトーム人形		必要数		
人体解剖模型		必要数		
人体骨格模型(等身大)		必要数		
関節種類模型(8種類以上)		必要数		
筋模型		必要数		
脊髄横断模型		必要数		
脳及び神経系模型(中枢神経及び	「末梢神経を含むもの)	必要数		
血液循環器系模型		必要数		
上•下肢解剖模型		必要数		
人体内臓模型		必要数		
呼吸器模型		必要数		
心臓解剖模型		必要数		
腎臓及び泌尿器模型		必要数		
触覚器模型(外皮)		必要数		

品	名	数量	適	否
ベッド及びその付属品		生徒3人につき1組		

(注)器械器具並びに標本及び模型については、実習用に必要な数を有すること。